別添

訓練受講希望者募集に係る広報活動について

訓練受講希望者募集における受注者独自の広報活動の実施については、下記のとおりとし、事前に発注者の承認を得ること。

1　承認が必要な事項

（1）掲載媒体

（2）掲載内容

（3）掲載期間、掲載地域

（4）その他、広報活動実施に関する事項

※受注者から発注者への報告方法は、掲載予定のデータを電子メールにて送信する等、任意の方法とする。

2　広報活動の内容

（1）掲載媒体

ア　インターネット上の自社のホームページ

イ　自社で運営するXやInstagram等のSNS

ウ　フリーペーパー等広報誌、新聞等

エ　その他、発注者が認めた媒体

（2）掲載内容

以下の内容を必ず明示すること。

ア　訓練期間

イ　訓練対象者

ウ　受講にあたってはハローワークでの事前の職業相談が必要であること

エ　テキスト代及び検定受験料は自己負担であること

オ　問い合わせ先を発注者とすることの表示

カ　発注者の連絡先

キ　その他、発注者が必要とする事項

（3）掲載期間

契約締結日以降、発注者と受注者が協議のうえ定めた期間

3　注意事項

（1）求職者等への直接的な受講勧誘活動は禁止とする。

例　ハローワーク、訓練実施施設前、最寄り駅等でチラシを配布したり、声掛けしたりする等。

（2）訓練受講希望者が内容を誤認しないよう、記載内容等には十分に注意すること。

（3）訓練受講希望者が誤認する恐れがある場合等、発注者の判断により承認を取り消すことがある。

（4）広報活動に使用する画像、文章等の著作権及び肖像権については、受注者の責任において適切に管理すること。また、不適切利用が認められ、広報活動に影響があると判断された場合は、発注者の判断により承認を取り消すことがある。

（5）広報活動に要する費用は、全て受注者の負担とする。